

## 時間延長保育のご案内

就労形態の多様化や通勤時間の増加、残業等により午後 6 時 30 分（土曜日を除く）までにお子さんを迎えに来られない場合について、午後 8 時 00 分までお預かりする時間延長保育を実施します。

- **利用できる方**

保護者の就労時間、通勤時間の増加、急な残業、その他緊急やむを得ない事由により、午後 6 時 30 分を超えて保育時間の延長が必要であるとされる児童。

- **利用時間**

最長午後 8 時 00 分まで。

- **利用するには**

利用を始める前月 25 日までに保育園に用意しています「時間延長保育申請書」を園に提出してください。また、緊急やむを得ない場合も時間延長保育利用後に同様の申請書を提出してください。

- **利用料**

18 時 30 分～19 時 15 分	金額	19 時 15 分～20 時 00 分	金額
児童 1 人 1 ヶ月当たり（月額）	3,000 円	児童 1 人 1 ヶ月当たり（月額）	6,000 円
児童 1 人 1 日当たり（日額）	200 円	児童 1 人 1 日当たり（日額）	400 円

※ 利用料は翌月の指定する日までに保育園所定の納入袋によりお支払下さい。

- **その他**

- ① 急な残業その他やむを得ない事由が生じた方は、当日保育園へ申し出てください。
- ② 当日、お子さんの健康がすぐれない場合は、利用をお断りすることがあります。